

はまきたプラザホテル 宿泊約款

(本約款の適用)

第一条 当ホテルの締結する宿泊契約お呼びこれに関連する契約は、この約款の定める所に依るものとし、この約款に定められていない事項については法令又は慣習によるものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令、及び慣習に反しない範囲で特約に応じることが出来ます。

(宿泊引き受けの拒絶)

第二条 当ホテルは次の場合には宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1)宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2)満室により客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をすると認められるとき。
- (3-1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める事業所等の従事者に営業行為をさせる目的で、客室に招き入れ、連れ込む行為をした者。
- (4)宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5)宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。暴力的要求行為が行われたとき。
- (6)天災。施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
- (6-1)当ホテルが事前に定めた休館日に該当する場合
- (7)県条例に特に指定される場合に該当するとき。
- (8)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (9) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10) 正当な理由なく 本約款に定めのある宿泊料、予約金、違約金の支払いが完了していない者。
- (11) 第十一条に定める利用規則に従わない旨を表明したとき。
- (12) 宿泊者に対する抗議行動、嫌がらせ等が予想され、他の宿泊者や近隣地帯等に迷惑を及ぼしたり、当ホテルの営業が著しく妨げられるおそれがあると当ホテルが判断したとき。
- (13)自ら、又は、第三者を利用して、当ホテル及び当ホテルの関係者に対して、詐術、暴力的行為、または、脅迫的言辞を用いる者。

(氏名等の明告)

第三条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下【宿泊予約の申し込み】という)をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求める事があります。

- (1)宿泊者の氏名、性別、国籍
- (2)その他当ホテルが認めた事項
(ご住所・会社名・お電話番号他)

(予約金)

第四条 当ホテルは、宿泊予約のお申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の宿泊料を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当する場合は同条の違約金に充当し、残額があれば返金します。

(予約の解除)

第五条 当ホテルは、宿泊予約のお申し込み者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときには、別表違約金申し受け規定により違約金を申し受けます。

2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(※)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除したものとみなし処理することがあります。(※ 運用上は午前0時)

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延 その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第一項の違約金は頂きません。

第六条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除 することができます。

- (1)第二条第三号以降に該当することとなったとき。
- (2)第三条第一号の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき
- (3)第四条第一号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
- 2 当ホテルは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します

(宿泊の登録)

第七条

宿泊者は宿泊日当日、ホテルのフロントデスクにおいて、次の事項を当ホテ

ルに登録して下さい。

- (1)第三条第一号の事項
- (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号
- (3)出発日
- (4)その他当ホテルが必要と認めた事項
(会社名・電話番号・自動車の番号他)

第八条

宿泊者が当ホテルの客室をお空けいただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時です。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に应付する場合があります。(※必ずお受けできるわけではありません)この場合においては、次の通り延長料金を申し受けます。

午後2時まで 1時間につき、客室料金の10%
午後2時以降 客室料金の1泊分

(営業時間)

第九条 当ホテルの営業時間は次の通りです。

チェックイン 午後4時から午前0時
チェックアウト 午前6時(※)から午前10時
(※あらかじめお申し出頂ければ午前6時より早い時間も可)
朝食はインフォメーション、館内掲示などでお知らせします

変更する場合は、インフォメーション、掲示などでお知らせします。

(料金の支払い)

第十条 料金のお支払いは、日本国通貨、当ホテルが認めたクレジットカード、その他当ホテルが認めた方法により、宿泊者のチェックインの際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントにて行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても 宿泊料金は申し受けます。

3 料金のお支払期限はホテル請求日より起算して7日以内とします。ただし、支払者とホテル側において、事前に支払い条件の協議がある場合は支払期日をチェックアウト日より30日以内の範囲とすることができます。

(利用規則の遵守)

第十一条 宿泊者は当ホテル内において当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。利用規則は、当インフォメーションに添付 又はフロントに備え付けてあります。

(宿泊継続の拒否)

第十二条 当ホテルはお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第二条第三号以降までに該当することとなったとき
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

(宿泊の責任)

第十三条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室を空けた時に終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供が出来なくなった 場合には、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は 類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が出来なくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(貴重品の扱い)

第十四条 貴重品は当ホテルフロントに預けさせていただきます。尚、この他の場合の紛失、盗難につきましてはホテル側では責任を負いかねますのでご了承下さい。

違約金申し受け規定

(1)一般客

- 1 宿泊日前日に解除した場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- 2 宿泊日当日に解除した場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の全額
- 3 無連絡による不泊の場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の全額

(2)10名以上の団体客

- 1 宿泊日7日前から3日前までに解除した場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- 2 宿泊日2日前に解除した場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- 3 宿泊日前日に解除した場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
- 4 宿泊日当日に解除した場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の全額
- 5 無連絡による不泊の場合
宿泊者一人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の全額